

# 近畿経済産業局知的財産室のご紹介

近畿経済産業局知的財産室長 横山 幸弘

## 抄録

国を挙げて地方創生に向けた取組が本格化する中、首都圏に次ぐ経済規模を持ち、2025年に大阪・関西万博が開催される関西地域には大きな期待が寄せられています。経済産業省・特許庁は、令和2年7月に、地域を支える中小・ベンチャー企業の知財活用の動きを加速化させるために、第2次地域知財活性化行動計画を策定しました。近畿経済産業局知的財産室ではこの計画に沿って、知財活用支援を通じた関西の地域産業活性化に取り組んでいます。絶えず地域の課題やニーズを探り、これに即した支援を提供すべく、他の機関や関係者とも密に連携しながら様々な活動に注力していきます。

## 1. はじめに

日本の中小企業は、約358万社と言われていす。これは、全企業数の99.7%<sup>1)</sup>以上を占めます。また、中小企業の付加価値額は、全企業の52.9%<sup>1)</sup>と言われていす。中小企業が、大手企業のOEM (Original Equipment Manufacturing) を担っていることも考慮すると、日本経済の活性化には、中小企業の活躍が欠かせないことが分かるかと思ひます。さらに、将来にわたって活力ある日本社会を維持するためにも、地方創生は大きな課題です。経済産業局知的財産室は、これらの課題に対し、産業財産権のみならず、営業秘密や農業分野の知的財産も含めた横断的な支援の実行を担ひ、地域・中小企業の「稼ぐ力」を強化するために設置されました。本稿では、特に筆者の所属する近畿経済産業局 (以下、「近畿局」とも言ひます。) の知的財産室の業務についてご紹介したいと思ひます。

なお、本稿における見解等は、筆者個人のものであり、筆者の所属する組織の公式見解を示すものではありません。

## 2. 近畿経済産業局

近畿局は、大阪駅からOsakaMetro谷町線で2駅、「天満橋駅」から徒歩3分に建つ大阪合同庁舎1号館の2、3、5階にあります。大阪城がすぐそばにあり、登庁時には進行方向正面に天守閣が見えます。周辺には、お好み焼き、カレー屋、カフェと、大阪のイメージどおり、安くて美味しいお店が多く、局舎は少し古いですがとても魅力的な環境です。



大阪合同庁舎1号館

大阪合同庁舎1号館には、他に近畿地方整備局、近畿総合通信局や近畿農政局大阪地域センターが入ります。また、隣には大阪国税局などが入る大阪合

1) 第2次地域知財活性化行動計画 別添3 データ編 (資料1) 企業数、付加価値額に占める中小企業の割合  
<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200715003/20200715003-3.pdf>

同庁舎3号館が並ぶほか、付近には法務局や大阪府庁、府警察本部などが集まっており、周辺は大阪の官庁街となっています。

近畿局とは、経済産業省の地方ブロック機関であり、各地方における経済産業施策の総合的な窓口機関となります。北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8つの区域につき、それぞれに経済産業局が設置され、沖縄では内閣府の沖縄総合事務局内に置かれた経済産業部がその役割を果たしています。

近畿局は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県を管轄区域としています。



近畿経済産業局の管轄区域

組織としては、近畿経済産業局長をトップに、総務企画部、地域経済部、産業部、通商部、資源エネルギー環境部、神戸通商事務所が置かれています。

局全体で約400名（非常勤職員を含む）の職員がいます。常勤職員のほとんどは近畿局で採用された職員ですが、本省や特許庁からの出向者数名のほか、人事交流により他省庁や自治体、地銀等から出向されている方もいます。

関西<sup>2)</sup>には、世界をリードする企業群と大学、研究機関の集積や歴史と伝統に培われた文化などの多彩な地域資源があります。この関西がよりパワフル

に、より魅力的になることを目指して、大きく以下の3つの取組を行っています<sup>3)</sup>。

### (1) 成長分野の推進と関西の魅力発信

医療機器や再生医療などの健康・医療産業、IoT・ロボット、航空機・宇宙などの次世代産業、さらなる発展が期待される部素材関連技術、エネルギー・環境ビジネスなどの関西を牽引する成長分野を推進しています。また、海外から多くの人・企業を呼び込むとともに、関西の魅力ある製品や技術を海外市場に展開するなど、関西の魅力を発信しています。

### (2) 地域経済の活性化と産業競争力強化

地域経済の実態把握機能を強化するとともに、自治体等との連携による地域未来投資・地方創生の推進、中心市街地・商店街の活性化、ベンチャー・創業支援などの地域活性化に向けた取組を行っています。また、中堅・中小企業の研究開発から事業化、販路開拓までの一貫した支援、中小企業の経営力や生産性の向上支援により、地域や企業の産業競争力強化につなげています。

### (3) 安心・安全な社会の構築と事業環境の整備

ITセキュリティ対策、製品安全や消費者を守るための取組、中小企業のセーフティネット対策、安全保障貿易管理など安全・安心な社会の構築に貢献するとともに、下請取引の適正化、電力・ガスシステム改革の推進など公正で活力のある事業環境を整備します。

## 3. 近畿経済産業局知的財産室

近畿局（大阪合同庁舎1号館）内、3階西側の一角に知的財産室の執務スペースがあります。

組織上は、「近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室」です。室員は筆者のほか、局の常勤職員が5名、調査員4名の計10名と、室として比較的大きな部署となっています。

近畿局知的財産室の歴史は今から60年ほど前に

2) 本稿では近畿経済産業局の管轄地域である福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を指すものとします。

3) 参考：JUMP UP！ KANSAI 2020（近畿経済産業局施策集）<https://www.kansai.meti.go.jp/downloadfile/METI pamphlet.pdf>

さかのぼります。現在の「知的財産室」の前身は「特許室」と呼ばれていました。多くの読者にとっては、「特許室」の方が、なじみがあるかもしれません。大正11年から特許庁直属機関として大阪に閲覧所が設置されており、昭和26年以降大阪通商産業局（近畿局の前身）の技術課に統合吸収されていました。このような状況で、関西では特許庁の大阪出張所が強く要望されていた一方、特許庁でも関西方面に相談業務と特許庁との連絡機関を設置したいとの希望があり、昭和33年の大阪通商産業局の庁舎移転（現在の大阪合同庁舎第1号館）を契機に、全国に先駆けて大阪通商産業局に特許室が開設されました。特許等に関する指導・相談、公報類の閲覧サービスの提供を目的とし、当初は特許庁から出向の室長1名と大阪通商産業局の担当者1名の計2名でスタートしたそうです。

その後、大阪科学技術センター（昭和38年～）や近畿富山会館（昭和45年～）、関西特許情報センター（旧夕陽丘図書館：平成9年～）への移転を経て、平成11年から近畿局内で業務を行っています。そして、平成29年4月1日より、「特許室」は、特許等の産業財産権だけでなく、営業秘密や農業分野の知的財産を含め、横断的な課題に対応するため「知的財産室」に改組することが決定されました。

#### 4. 近畿経済産業局知的財産室の業務

近畿局知的財産室は、近畿経済産業局の一部署として、知的財産の保護及び利用の観点から局のミッション遂行に寄与しており、地域・中小・ベンチャー企業の知的財産活動に関する幅広い支援を掲げて業務を行っています。

知的財産室業務にあたっては、特許庁や他の経済産業局知的財産室とも連携し、知的財産施策として

全国で統一された方針のもとに、関西の支援に取り組んでいます。そのため、各経済産業局の知的財産室長のほか、担当部長・課長等が特許庁に集まり、地域の知財支援施策について議論をする機会も設けられています。ちなみに、経済産業省設置法によれば、知的財産室の主な業務については特許庁長官の指揮監督を受けるものとされています（下記脚注参照<sup>4)</sup>）。

ここからは、近畿局知的財産室の具体的な業務をご紹介します。

#### (1) 知財活用のためのハンズオン支援（関西知財活用支援プラットフォーム）

##### ① 地域知財活性化行動計画

皆様は、「地域知財活性化行動計画」というものをご存じでしょうか。これは、1.に記載したような中小企業の重要性を背景に、知財取得・活用を促進させることで、地域・中小企業のイノベーション創出を支援し、我が国の成長力向上に寄与するとともに、地方創生にも資することを目的に、特許庁が2019年度までの地域の知財に関する行動計画をまとめたものです。この「地域知財活性化行動計画」に基づいて、特許庁や各経済産業局知的財産室は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）を始めとした支援機関<sup>5)</sup>と連携を図り、ユーザーの視点に立ち、中小企業支援を推進してきました。その結果、中小企業による産業財産権の新規出願数は14,038件（平成31年）となり、中小企業の特許出願件数の割合は16.1%に上昇するなど、大きな成果を達成してきました。

一方で、2018年に実施した出願企業に対するアンケート及び有識者によるヒアリング等によって、地域・中小企業の知財活動について、以下の現状及び課題が指摘されました。

4) 第十条（一部省略）経済産業局は、経済産業省の所掌事務（……）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法……に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。

2 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十三条又は中小企業庁設置法第四条に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。

（省略）

第二十三条 特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第七号、第五十六号及び第五十八号に掲げる事務をつかさどる。

5) 支援機関とは、よろず支援拠点、(独)日本貿易振興機構、(独)中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、(一社)発明推進協会、各道府県発明協会、日本弁理士会等を指します。

- ・知財支援施策に対する認知度が低く、適切な支援施策及び支援機関の選択・組合せができていない
- ・知的財産権活用の目的が明確化されていない地域・中小企業が依然として多い
- ・知財経営・知的財産権ミックスの実践が進んでいるが、一部の企業にとどまっている
- ・知財を取り巻く新たな情勢へ対応が十分にできていない

そこで、令和2年7月に、地域知財活性化行動計画を推進して明らかとなった課題を解決し、企業の知財活用の動きを加速させ、目指すべき姿を達成するため、第2次地域知財活性化行動計画<sup>6)</sup>が作成されました。この計画では、以下の3つが基本方針となっています。

基本方針1：ターゲットを意識した地域・中小企業支援の実施

基本方針2：地域・中小企業の支援機関の連携と支援の融合

基本方針3：KPI(重要成果指標・アウトプット)の設定・共有と新たな情勢を踏まえた取組

これらの基本方針に基づき、特許庁及び各経済産業局知的財産室では、知財戦略をもって経営を行う「稼ぐ力」を持った企業を、各地域で創出するために、成長志向の地域・中小企業等に対する伴走支援

を今年度から開始しました。

## ②関西知財活用支援プラットフォーム

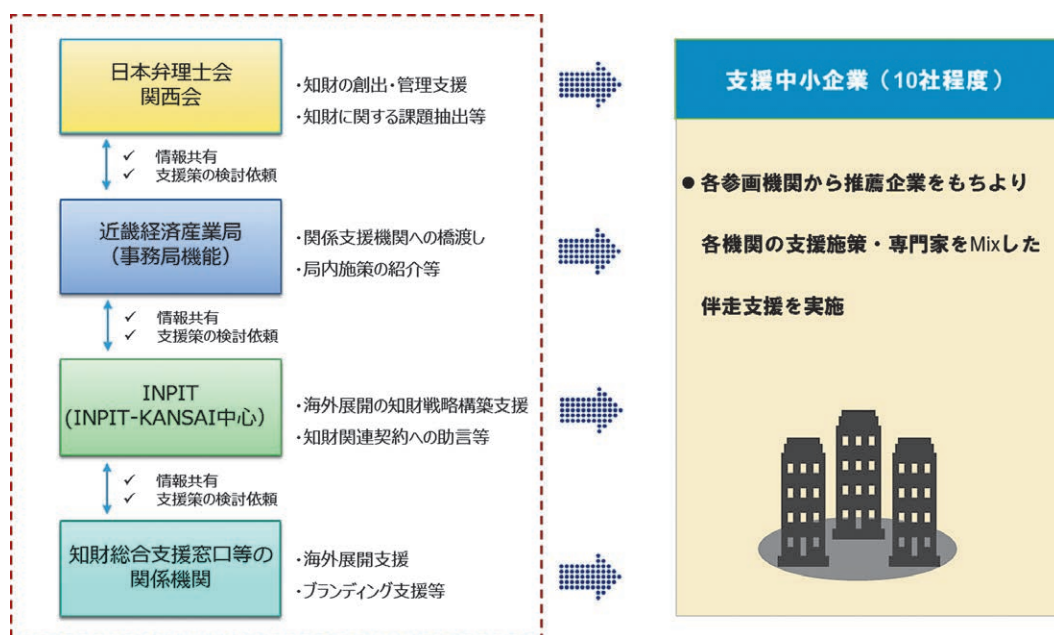
関西においては、近畿局知的財産室が事務局となり、INPIT-KANSAI、弁理士会関西会、各府県の知財総合支援窓口等と連携し、各機関の支援施策・専門家をミックスして、地域・中小企業が抱えている課題解決を行う関西知財活用支援プラットフォームを今年度設立しました。

地域・中小企業が抱えている課題は様々です。知的財産に関する相談から始まったものでも、一番悩まれているのは海外代理店との交渉・契約の問題や人材不足のような別の課題であることも頻繁にあります。

このような状況の中での支援であるため、関係機関と協議しながら試行錯誤で支援しています。関西知財活用支援プラットフォームは多くの課題を抱えていますが、地域・中小企業等が抱えている課題に寄り添いながら、地域・中小企業、そして知的財産室を含めた関係機関で関西を元気にしていければと思っています。

今回は、せっかくですので、1つだけ具体例をご紹介します。

深江の菅細工という地域ブランドを聞いたことはあるでしょうか。菅細工の「菅笠」は、万葉集に記



関西知財活用支援プラットフォーム

6) 第2次地域知財活性化行動計画本文及び別添1「中央KPIと効果指標」<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200715003/20200715003-1.pdf>



伊勢神宮「式年遷宮」で用いられる菅御笠・菅御翳

されるほど歴史は古く、江戸時代には、お伊勢参りの旅行者が道中安全を願って菅笠を買い求めたと言われます。深江の菅細工は、伊勢神宮式年遷宮や天皇即位式に関わる大嘗祭などの儀式用笠も、深江から納入されており、伝統技術に裏打ちされた優れた品質を備えています。

今年度、菅細工を作られている深江菅細工保存会から近畿局に、地域団体商標の取得も視野に入れたブランディング支援の申請があったのがきっかけで、関西知財活用支援プラットフォームで伴走支援を実施しています。

大阪府INPIT知財総合支援窓口のご協力の元、ブランディングの専門家、大阪市等と一緒に、月に1回程度訪問し、専門家が、現状の課題、希望する将来像、深江の菅細工の特徴、商流などを聞きながらアドバイスを行い、深江菅細工保存会が地域ブランド力を高めるための計画を策定しています。大変素

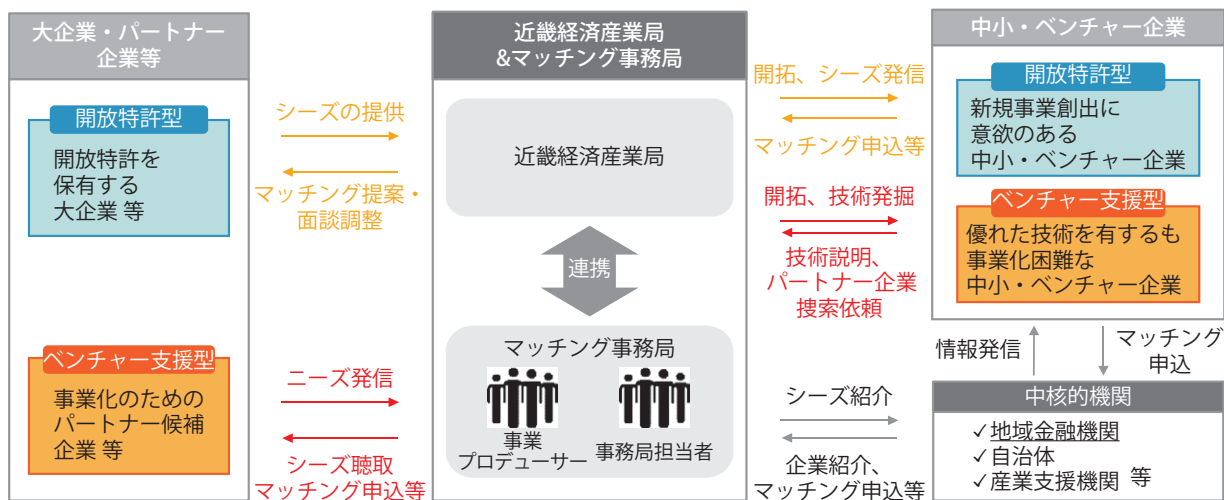
晴らしい伝統技術であり、様々な可能性を秘めていますので、ぜひ、日本に、そして世界にはばたいてくればと考えています。

## (2) 知財ビジネスマッチング

### ① 知財ビジネスマッチング

近畿局知的財産室では、2011年度から金融機関、自治体、産業支援機関等と連携し、大企業等の開放特許の活用により中小・ベンチャー企業の技術課題の解決を支援する知財ビジネスマッチング事業を実施しています。

この事業は、設置したマッチング事務局の専門スタッフが、具体的な技術課題（ニーズ）を抱える中小・ベンチャー企業とライセンサーの開放特許（シーズ<sup>7)</sup>）とのマッチング、及び優れた技術（シーズ）を保有する中小・ベンチャー企業とパートナー企業とのマッチングをお手伝いするものです。



知財ビジネスマッチング事業

7) 開放特許とは、特許の権利者が第三者に開放する意思のある特許のことを言います。

8) 開放特許（シーズ）一覧表 <https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shiensaku/maching/seeds/summary2020.pdf>

例えば、2020年度の知財ビジネスマッチング事業では、京都府の中小企業である株式会社京風庵大むらが抗菌メッキ加工技術を活用し、伝統的工芸品である京扇子と最新技術を組み合わせた実用高級扇子を作成することを支援しました。



京風庵大むらの鉄扇

過去10年間の実施を通じて多くのライセンサーにご協力をいただいております。ノウハウも蓄積されてきました。特に近年は、金融機関との連携を強化しており、オープン・イノベーションの活性化と相まってマッチング事例は徐々に増えてきています。

しかし、中小企業の課題が漠然としている場合や、探している技術があってもライセンス料等が希望するものとは違うために交渉にまで至らない場合など、課題も多くありますので、改善しながら、中小・ベンチャー企業のイノベーションの促進に貢献できればと考えています。

## ②関西からの新型コロナウイルス感染症と戦う知財プロジェクト

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、

日本経済が大変苦しい状況に直面しています。近畿局知的財産室でも少しでも貢献できないことがないかと考え、今年度、「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言（以下、COVID-19と戦う知財宣言）<sup>9)</sup>」の事務局と連携し、関西からの新型コロナウイルス感染症と戦う知財プロジェクトを開始しました。

COVID-19と戦う知財宣言は、大手企業約100社が企業の垣根を超えて、新型コロナウイルス感染症の世界的まん延の終結を目指すもので、対象となる特許技術は92万件を超えるなど大きな広がりを見せています。しかしながら、宣言技術の検索や権利交渉には専門知識が必要となり、中小・ベンチャー企業にとっては、積極的に活用しづらい状況があります。

そこで、COVID対策支援宣言の取組と連携し、宣言対象特許を有する企業と近畿管内の中小・ベンチャー企業をマッチングするとともに伴走支援するプロジェクトに取り組んでいます。

### (3) 地域ブランドの支援

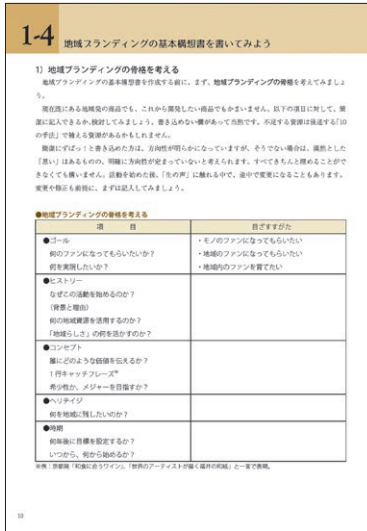
皆さんは、地域団体商標にはどのようなものがあるか質問された時、どのようなブランドが頭に浮かぶでしょうか。関西には多くの地域ブランドがあります。2020年12月現在、特許庁の地域団体商標検索ページ<sup>10)</sup>で検索すると、756件の地域団体商標が登録されています。関西では、185件が登録されており、全国の24.5%を占めています。このことから、関西では、地域ブランドに関する取組が活発であることが理解いただけるのではないかと思います。



関西からの新型コロナウイルス感染症と戦う知財プロジェクト

9) <https://www.gckyoto.com/covid19>

10) <https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/shoukai/index.html>



地域発！ みんなが集うブランドづくり

知的財産室では、昨年度、地域ブランドの育成を通じて地方創生を推進するため、関西の地域ブランドの先行事例を調査研究し、地域の皆さんが地域ブランドづくりに取り組まれる際に参考となる内容を「地域発！ みんなが集うブランドづくり～3つのゴールと10の手法の提案～<sup>11)</sup>」として冊子に取りまとめました。

そこで、今年度は、昨年度取りまとめた内容を活用し、奈良県広陵町のくつつ下<sup>12)</sup>と兵庫県丹波篠山市<sup>13)</sup>の篠山茶のブランディングを支援しています。具体的には、ブランディングの専門家にブランドプロデューサーとなってもらい、地域ブランドを高めるためのアクションプラン策定を伴走支援してもらうというものです。

また、和歌山県において、地域団体商標等の地域資源を有する複数の団体の連携による新たな取組・商品・サービスの創出を目指す取組も実施しています。

地域ブランディングで重要なのは、地域ブランディングに取り組まれる地域・会社の皆さんのやる気ではないかと感じています。各地域・会社にはそれぞれの課題、目指しているゴールがあります。それを同じ方向にして、共創できる関係になるには、想像以上に大変です。地域ブランドの支援は、執筆している時点では現在進行中で、課題が山積みの状況です。ですが、2025年の大阪・関西万博で、日本そして世界に大きく羽ばたくブランドになるよう、関係者が一丸となって取り組んでいます。



広陵くつつ下



丹波篠山茶



11) [https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shiensaku/chiikidantaisyohyou/brand\\_guidebook.pdf](https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shiensaku/chiikidantaisyohyou/brand_guidebook.pdf)

12) 広陵町は、古くから靴下の生産が盛んで、製造に関わる全工程をワンストップで行うことができる「靴下の町」であり、全国有数の生産量を誇ります。町内で製造される靴下は、素材・品質はもちろん、デザイン・機能性にもこだわっています。

13) 丹波篠山市は、豊かな特産物と自然環境や景観、城下町や歴史的な街並み、立杭焼きに代表される伝統技術と文化に恵まれています。

#### (4) 開放特許等を活用したビジネスアイデア学生コンテスト

近畿局知的財産室では、参加学生に課題解決型の機会を設け、実践的思考と能動的な取り組み態度を涵養すること、及び産学連携の一形態として地域経済界における事業創造活動の活性化に貢献することを目的に、開放特許等を活用したビジネスアイデア学生コンテストを実施しています。今年度は、大学など、27チームが参加し、近畿経済産業局長賞・関西みらい銀行賞を目指して、それぞれのビジネスアイデアを披露しています。学生ならではの柔軟な発想のビジネスプランが多く、執筆者も審査委員として参加していますが、驚かされることが多くあります。本年度のファイナルコンテストは、1月16日(日)であるため、優勝チームのビジネスプランは執筆時にはまだ分かっていませんが、今から楽しみにしています。

#### (5) 知財セミナー・ワークショップ

特許庁の中に入ると早期審査請求や特許料等の減免制度という言葉が頻りに聞くことが多いと思います。しかし、特許出願をしている中小企業でも、早期審査請求や特許料等の減免制度を知らない企業を良く見かけます。中小企業には、まだまだ知的財産

に関する情報が届いていないことを実感しています。

このような状況を改善するために、近畿局知的財産室だけでなく各局の知的財産室が工夫を凝らして、中小・ベンチャー企業等を対象に、知財の戦略的活用の重要性を啓発し、知財意識向上を目的としたセミナーやワークショップを開催しています。

近畿局知的財産室では、都道府県、INPIT-KANSAI、知財総合支援窓口等と連携しながら、各地域のニーズを取り入れて実施しています。

せっかくですので、3つほど今年度実施したセミナーをご紹介します。

##### ① 知的財産で引き出す会社の底力～6つの知財力～

会社の底力を引き出す知財力の事例紹介や知財功労賞を受賞された株式会社ナベル会長南部邦男氏のwithコロナ時代の海外戦略と知財について紹介するセミナーを開催しました。

##### ② 農林水産分野における知財管理

近畿農政局及び和歌山県庁と協力し、地域団体商標と地理的表示(GI)保護制度の活用の仕方や改正種苗法の趣旨を学ぶセミナーを開催しました。

##### ③ 「ミエルカノート」で学ぶデザイン思考

昨年度、近畿局知的財産室では、「ミエルカノート～イノベーションとデザインのための自由帳<sup>14)</sup>」を作成しました。

The image shows two pages of a worksheet titled 'ミエルカノート' (Mielca Note). The top page is '1. こんなのできる?シート' (What can you do? Sheet) and the bottom page is '3. ストーリーシート' (Story Sheet). The flowchart on the bottom page connects the two sheets: 'こんなのできる?シートから' (From the 'What can you do?' sheet) leads to '誰にニーズがある?なぜ必要?' (Who has the need? Why is it necessary?), which then leads to 'この強みで実現できる!' (Can be realized with this strength!).

ミエルカノート

14) [https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shiensaku/guide/note\\_1.pdf](https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shiensaku/guide/note_1.pdf)



言葉を、図や絵で可視化して、イメージ・ストーリーを共有すると、共感を呼び、より想像的なコミュニケーションが生まれます。「ミエルカノート」はこの想像的なコミュニケーションを手助けしてくれるツールです。

今年度は、この作成した「ミエルカノート」を中小企業の経営者や企画担当者に体験してもらうワークショップを開催しました。

## (6) 局内他課室との主な連携事業

### ①関西・共創の森

近畿局は、今年度、関西に所存する国の支援機関が結集し、社会課題解決に向けたイノベーション創出を支援する「関西・共創の森」<sup>15)</sup>を創設しました。この「関西・共創の森」は、マッチングイベント等を開催し、パートナー探しの機会の創出や、各機関の専門家やコーディネーターが課題に応じて相談対応を行います。知的財産室も「関西・共創の森」の一員として、中小・ベンチャー企業を対象としたマッチングイベントやパートナー探しを実施しています。

「関西・共創の森」のご活用ください!

◆◆「関西・共創の森」の目的◆◆  
 「共創」＝関係の深い支援機関が連携し、社会課題解決につながる産学連携プロジェクトの創出に向けて、イメージ/イン/エコシステムを創り上げていくことを示しています。  
 「森」＝イノベーションが次々と生まれる様子(1つの生態系を持つ樹木に由来)。また、「樹」が「園」でつくられる方を支援していくことを示しています。

経済産業省 近畿経済産業局  
 nite  
 JETRO ジェトロ大阪本部  
 JST  
 Be a Great Small 中小機構  
 INPIT  
 NEDO  
 産総研

関西に所在する国の8支援機関の施策やネットワークを連携し、社会課題解決に向けたイノベーション創出を支援します!!

研究開発 実用化・製品化 事業化・事業拡大

施設・設備利用 (インキュベーション) 相談・アドバイス (コーディネーター・専門家等) 補助金・委託事業等 最適な手法で

最適な時期に セミナー・研修等 マッチング 展示会

関西・共創の森

### ②世界に羽ばたく地域ブランド磨き

近畿局は、2025年の大阪・関西万博の開催を契機ととらえ、地域ブランドの国内外における知名度向上や、市場開拓、インバウンド等の獲得に向けた取組に対し、関係省庁や支援機関等の連携による集中的かつ一体的支援を行う取組を今年度から開始しました。

まずは、10の地域ブランドを選定し、自立的好循環でブランド形成される「地域ブランドエコシステム」の構築、さらには関西全体がブランドとなる社会を目指しています<sup>16)</sup>。

知的財産室では、この10のモデル地域の2地域を支援しています。

## (7) その他

### ①1000社訪問

近畿局では、局職員が「がんばる企業応援隊」として年間1,000社を訪問し、関西の中堅・中小企業が直面している課題等を把握する通称1,000社訪問という取組を行っています。知的財産室も、この取組に加わっています。

### ②中小企業のデザイン経営支援チームへの参画

今年度のデザイン経営プロジェクトチームの中小企業のデザイン経営支援チームに、近畿局からは、課室を超えて5人が参加しています。筆者の執筆時は、デザイン経営に取り組まれていると思われる中小企業にインタビューを行い、中小企業ならではのデザイン経営の要素を洗い出すとともに、中小企業の課題に応じたデザイン経営導入のモデルを構築することに挑戦しています。デザイン経営に取り組まれている中小企業は、どの会社も熱意があり、素晴らしい会社ばかりです。近畿局内にもデザイン経営プロジェクトチームの議論の結果をフィードバックしていきたいと考えています。

### ③行事への参加、講演・発表

各種の式典行事や表彰式、会議、委員会、懇親会などに参加させていただきます。中には少し時間をもらって一言ご挨拶したり、知的財産室事業、特許制度や各種施策、特許審査の内容などについて説明する機会をいただくこともあります。

15) [https://www.kansai.meti.go.jp/2giki/kansai\\_kyousounomori.html](https://www.kansai.meti.go.jp/2giki/kansai_kyousounomori.html)

16) [https://www.kansai.meti.go.jp/2kokusai/tiiki\\_brand/tiiki\\_brand\\_press201021.html](https://www.kansai.meti.go.jp/2kokusai/tiiki_brand/tiiki_brand_press201021.html)

#### ④普及・啓発活動

手引きやガイドライン、PR冊子の作成・配布や、様々なイベントへの出展により、知財活用についての周知活動、普及啓発に努めています。

また、定期的にメールマガジン<sup>17)</sup>を発行したり、ホームページの更新により、情報の発信を行っています。

#### ⑤手数料減免手続きや、外国出願補助に関する事務

中小企業向けの手数料減免手続きや、外国出願補助事業について、各地方局知的財産室に委託されている事務があります。知的財産室に所属する調査員の主業務は、この外国出願補助事業になっています。

#### ⑥認証付登録原簿謄本の交付

登録原簿(特許、実用新案、意匠、商標)の謄本に、特許庁認証官(知的財産室長)の認証印を押印して交付します。この謄本は裁判等における公証の証明書として利用されます。

### 5. 知的財産室での業務の魅力

#### (1) 中小・ベンチャー企業等との意見交換

筆者は、知的財産室の最大の魅力は、中小・ベンチャー企業、地域の方々と直に話をし、率直な意見を聞けることだと感じています。中小企業にとっては、人材確保、資金調達、技術開発、販路開拓は今そこにある課題です。そのため、知的財産の管理はどうしても後回しになります。また、そもそも気づいていないこともあります。知的財産を管理していない会社から模倣品被害の相談を受けたこともあります。時折、「事前に聞いておけば良かった！」という声もいただき、役に立てたという思いがある反面、もっと多くの中小企業にその重要性を事前に知っていただければと悔しい思いにもなります。資金不足や人材不足の中、知的財産を経営資源の一つと捉えて活用してもらうにはどう伝えればいいのか、日々悩む毎日ではありますが、大変やりがいのある仕事だと感じています。

#### (2) 中小企業支援をととした知財戦略立案の実践

筆者も特許審査官ですので、特許についての説明

はある程度できます。しかし、中小企業、地域の方々にとっては、特許だけが重要なわけではありません。意匠、商標、営業秘密、著作権、中小企業庁等が実施している支援策のどれも重要です。そのため、支援する中小企業の状況に応じて、有識者・専門家の方々のアドバイスもいただき、共に支援を行っています。実際の支援をとおして、学ぶべきことばかりであることに気づかされます。大変ではありますが、生きた知的財産の活用を学べる素晴らしい機会だと感じています。

#### (3) 幅広いネットワークの構築

近畿局での業務と特許庁の業務で大きく違うことのひとつが、幅広いネットワークを構築することができるのではないかと思います。大学には、有識者に講演依頼や、施策のアドバイスをもらいに行くことがあります。都道府県・市町村や金融機関とは、情報共有や協力・連携の打合せを行います。中小・ベンチャー企業には、先に書きましたとおり、年間を通して訪問を行っています。その他にも、地域の商工会議所との意見交換等もあります。

このような人脈構築が、思いもよらない場所で、企業間のマッチングに繋がることや、自治体と大学の連携協定につながることもあります。地域に密着したネットワークを構築することができ、視野を大きく広げることができるのも経済産業局の大きな魅力ではないかと思います。

### 6. むすびに

本稿では、筆者の経験をもとに近畿局知的財産室の業務や魅力についてご紹介いたしました。記事を読んでいただいた皆様、そして、このような機会をいただいた特技懇の皆様には心から御礼申し上げます。

当初特許庁から近畿局知的財産室への出向の話をしていただいた時は全く予想外でした。そもそも、近畿局知的財産室が何を行っているのかもあまり想像できない自分に務まるのか悩んだのを今でも覚えています。しかし、今は、知的財産室をはじめとする近畿局の皆様、特許庁の皆様、その他知的財産室でお

17) KIP-NET Information : 近畿局知的財産室メールマガジン <https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/05mailmagazine/mailmagazine.html>

世話になっている関係機関の皆様日々支えられ、大変充実した日々を過ごしております。地域の活性化や中小企業支援について興味を持っていた筆者にとっては、本当に貴重な機会をいただいたと感じております。この場を借りまして改めて感謝申し上げますとともに、今後ともご指導・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

先にも書きましたとおり、近畿局での業務の醍醐味は多くの中小・ベンチャー企業の生の声を聞けること、そして、審査官の業務では中々接することがない自治体や金融機関の方々との意見交換をとおして、視野が広がることではないかと思えます。

また、もう一つ知的財産室での業務で印象的に感じているのは、知財の活用は、特許だけでなく、意匠・商標・営業秘密といった全ての知的財産を活用する必要があるということです。そして、その活用手法にも、様々なやり方、考え方があります。中小企業の皆さんと話した数だけ、活用の仕方が存在し、大変勉強になります。

近畿局の皆さんは、大変経験が豊富で、日々皆様から吸収することばかりですが、特許審査官だからこそできることもあるはずと考えています。中小企業・ベンチャー企業の「稼ぐ力」を高めるにはどうすれば良いのか、簡単には答えは出ないかと思えます。しかし、少しでも、2025年に大阪・関西万博が開催されるここ関西を元気にするお手伝いをしていければと思っています。

皆様にも色々とアドバイスをいただければ幸いです。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響で出張・ご旅行をすることが難しいかもしれません。ですけれども、関西は、美味しい食べ物、人情味のある人々、素晴らしい地域資源が溢れている場所です。新型コロナウイルス感染症のまん延が終結し、そして関西へ出張・ご旅行の際には、ぜひ、気軽に近畿局知的財産室へお立ちよりください。

〈参考文献〉

「近畿経済産業局特許室 50周年記念誌」(平成20年5月)  
 編集・発行：近畿経済産業局特許室  
 編集協力：財団法人経済産業調査会近畿本部

profile

横山 幸弘 (よこやま ゆきひろ)

平成17年4月 特許庁入庁(特許審査第二部生産機械)、  
 INPIT 人材育成部、特許審査第二部熱機器、総務部 システム  
 開発室、イリノイ大学客員研究員、特許審査第二部生活機器、  
 調整課品質管理室、特許審査第二部一般機械を経て令和2年4  
 月より現職